

港湾における洋上風力発電の占用公募制度 の運用指針の策定にあたって

運用指針の目的等

本運用指針の目的

- 洋上風力発電等再生可能エネルギーの導入促進が不可欠とされている中、港湾が洋上風力発電施設の導入適地として有望視されている。
- そのため、港湾法が改正され、港湾機能を維持しつつ港湾区域内等の有効活用を図るため港湾区域等の占用の許可の申請ができる者を公募により決定する制度(占用公募制度)を整備。
- 港湾管理者が当該制度により導入手続きを進める際には、公募の実施方法や事業者が提出する計画の評価等の拠り所となるものが必要となるため、当該制度の活用により港湾における洋上風力発電が円滑に導入されるよう当該制度の運用指針を策定。

本運用指針の位置付け

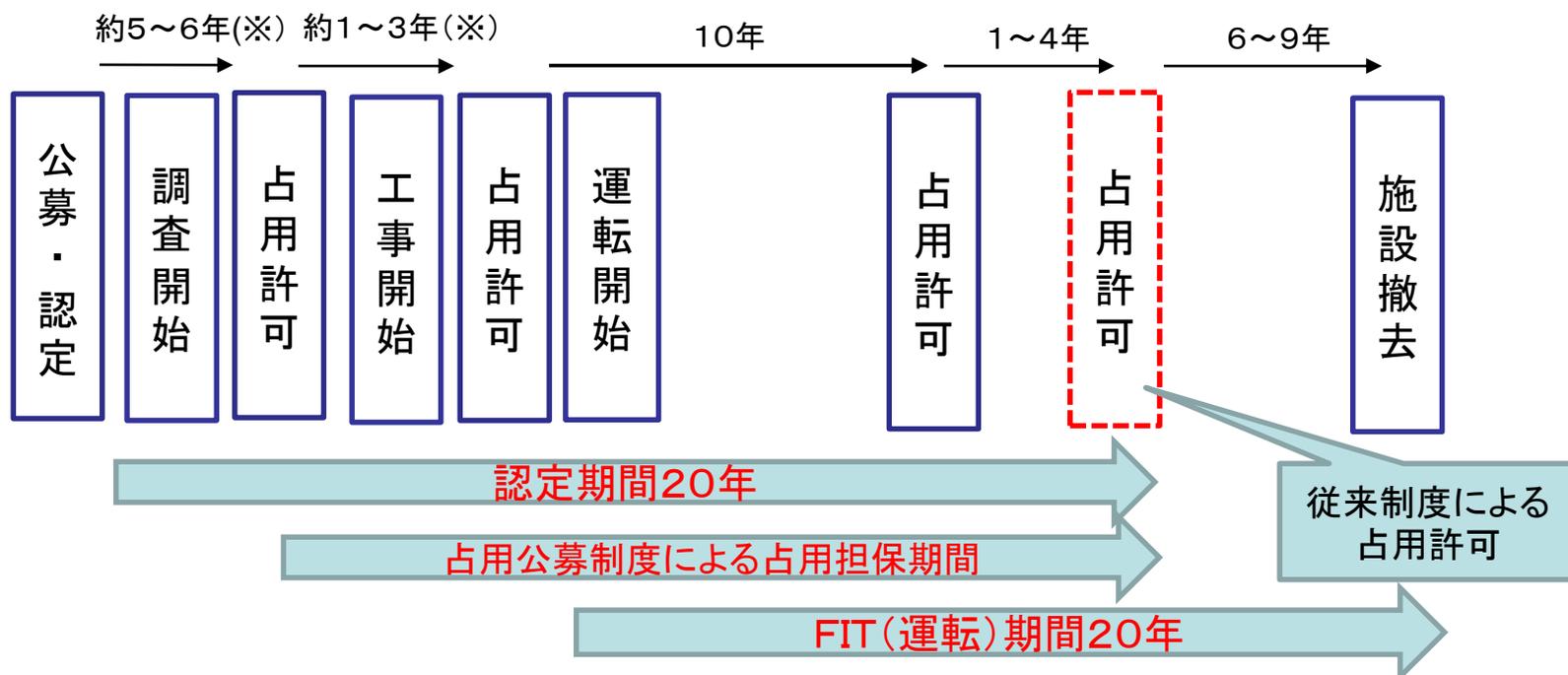
- 本運用指針は、港湾管理者にとっては、地方自治法第245条の4第1項に規定された技術的な助言となる。

本運用指針と既存マニュアル等との関係

- 港湾における洋上風力発電の円滑な導入にあたっては、平成24年6月公表の「港湾における風力発電の導入のためのマニュアル」により導入プロセスを示し、平成27年3月公表の「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」をもって、占用許可の審査の際の技術な判断基準を示しているところである。
- このマニュアル等を参考に港湾計画に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を位置付けた後、本運用指針を参考に占用公募制度による導入手続きを進めることを基本とする。

検討課題①：認定期間とFIT期間の相関を踏まえた対応

- 認定公募占用計画の有効期間は、最長20年。
- 当該計画が有効である限り、選定事業者による水域の占用が担保される。なお、占用許可期間は従来どおり最長10年となるため、期間終了時に改めて占用の申請が必要となるが、認定期間中であれば、港湾管理者は占用を許可しなければならない。
- 一方、洋上風力発電は、運転期間だけでなく、環境アセス等による準備期間も長期にわたることが想定されるため、固定価格買取が適用される20年を運転期間とした場合、認定計画の有効期間終了後においても、引き続き水域を占用することが必要となる。
- このため、認定有効期間の終了後においても、港湾の利用等に支障が生じないことが認められる場合は、占用を継続することが可能である旨を、あらかじめ公募時に示し、事業性を確保する。



※数字は、陸上風力発電施設の場合に平均的に要する 期間を示したものである(出典:「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会(第3回)」資料)。

第三十七条の五 港湾管理者は、前条第一項の規定により港湾区域内水域等を占用しようとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用が第三十七条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。
- 三 当該公募対象施設等及びその維持管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。
- 四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2～5 (略)

港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)

- 洋上風力発電施設の配置(離隔の確保等)
- 船舶交通への配慮(補足・識別性等)
- 構造安定に配慮した設計(基礎地盤の変化等)
- 維持管理計画の策定(防食管理、基礎地盤の変化等)等

洋上風力発電施設の関係法令等

洋上風力発電の関係法令との整合

その他の基準との整合



公募対象施設等としての洋上風力発電施設及びその維持管理の方法に関する基準の整理が必要。

検討課題③：占用予定者を選定するための評価基準

- 港湾における洋上風力発電の導入にあたっては、事業性にも配慮しつつ港湾機能との調和を図ることが重要。
- そのため、洋上風力発電事業者の選定にあたっては、以下の評価項目を基本として示すが、特に評価点の重み付けについては、地域の実情に応じて港湾管理者が判断に委ねるものとする。
- また、評価にあたり必要となる事項については、法定事項に加え、公募占用計画に記載するよう求める。

公募占用計画に記載すべき事項(法定項目)

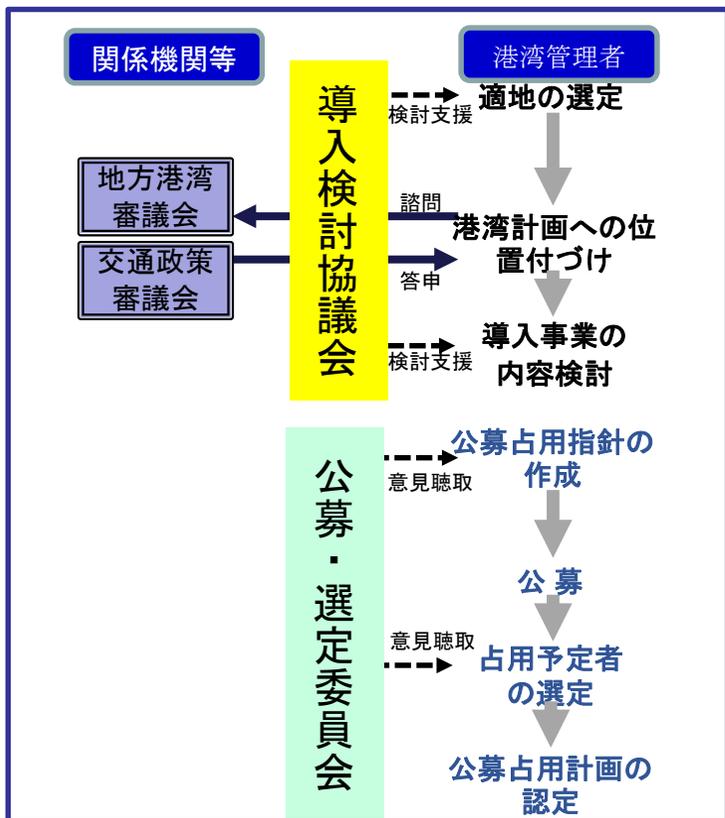
- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 占用の目的、区域、期間 | ⑤ 占用料の額 |
| ② 公募対象施設等の構造 | ⑥ 資金計画及び収支計画 |
| ③ 工事の時期 | ⑦ その他国土交通省令で定める事項 |
| ④ 工事実施の方法、維持管理の方法、撤去の方法 | |

港湾管理者が評価する主な項目

- ① 事業の実施方針：
目的、事業運営の基本的な考え方 等
 - ② 事業実施体制(*)
参加企業の役割分担、実績 等
 - ③ 計画内容の具体性、実現可能性
施設の構造、事前調査(*）、工事、維持管理、撤去の方法 等
 - ④ 港湾の開発、利用及び保全への配慮(*)：
港湾事業、港湾物流、安全・安心及び港湾環境への配慮及び占用許可条件の対応 等
 - ⑤ 資金計画の確実性、収支計画の前提・内容の妥当性：
資金計画(出資額、想定金融機関等)、収支計画(調査設計、建設、資材調達、O&M費用及び収入見込等)
 - ⑥ 地域、港湾への貢献度(*)：
建設時やO&M時の雇用や関連施設の設置、非常時における港湾への電力供給、地元観光への貢献 等
- ※法定事項に加え、*の項目については公募占用計画に記載するよう、公募占用指針に示す。

検討課題④：占用予定者の評価・選定体制

- 平成24年6月に公表した「港湾における風力発電の導入のためのマニュアル」においては、学識経験者や地域の利用者等からなる導入検討協議会を設置し、導入区域や選定支援を実施するよう示している。
- 一方、同マニュアルでは協議会の構成団体が応募者となることも考えられることから、選定支援にあたっては、当該協議会の助言等を参考に検討組織を設置することも提案している。
- 占用公募制度では、評価基準の策定や事業者の選定の際に学識経験者の意見を聴取するよう規定。
- ただし、洋上風力の導入を占用公募制度により実施する場合、評価基準を含む公募占用指針の策定や事業者の選定にあたっては、学識経験者の意見のみならず、当該港湾の利用状況等にも配慮することが必要と考えられるため、当該協議会を母体とし必要に応じて学識経験者等を加えて構成する「評価・選定委員会」を設置するなど、地域の意見にも配慮した上で公平かつ公正な選定が行える体制を構築することが望ましい。



分類	マニュアルにおける導入協議会の構成例
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者 ・ 地方整備局等※（国有港湾施設等及び港湾計画関連） ・ 地方自治体（都市計画、景観・環境保全関連等） ・ 管区海上保安本部、海上保安部、港長（船舶航行関連） ・ 地方環境事務所（環境影響評価法等関連） ・ 地方経済産業局（エネルギー施策関連等）
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域電力会社（系統連系関連） ・ 海岸管理者（海岸保全関連） ・ 空港事務所等（航空保安無線施設関連） ・ 水産業関係者（水産業への影響が見込まれる場合）
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方運輸局・地域代表（自治会等） ・ 水域利用者 ・ 立地企業関係者・学識経験者

A: 参画が必要と考えられる関係機関

B: 地域の実情によっては参画が必要と考えられる関係者・関係機関

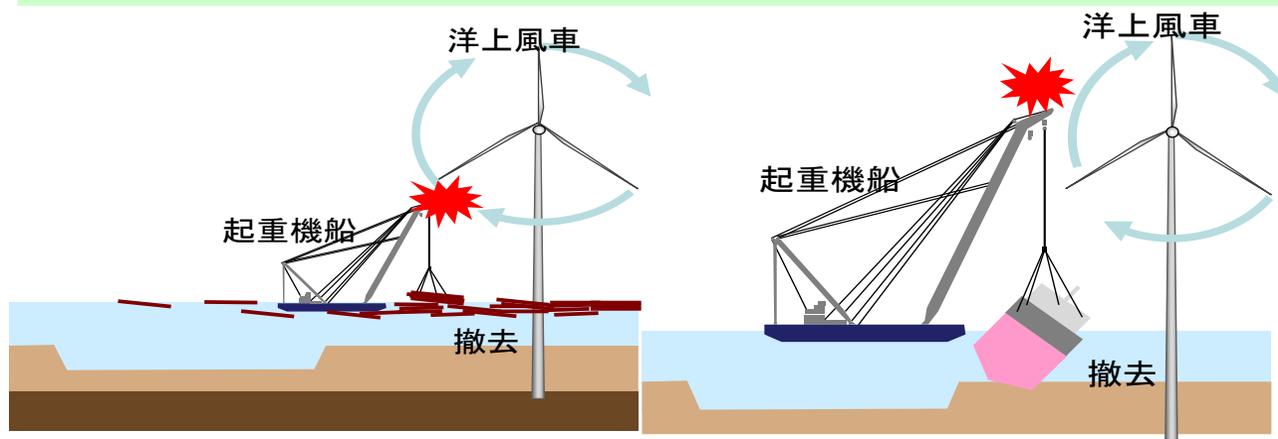
C: 地域の実情によっては、参画が適当と考えられる関係者・関係機関

検討課題⑤：占用許可条件の考え方

- 港湾区域に工作物を設置する際には、港湾法第37条に基づく港湾管理者の水域占用許可が必要。
- 洋上風力発電は従来とは異なる占用工作物となるため、占用許可にあたっては、想定される偶発的事象をあらかじめ抽出しておき、その対応に必要な調整事項等を占用許可の際に条件として付与することとなる。
- 正式な占用許可条件の提示は、占用許可時に示すことになるが、事業の予見性の確保の観点から公募占用指針において、想定される主な占用許可条件をあらかじめ示しておくことが必要。

想定される調整事項の事例：座礁船舶や流木の撤去

- 洋上風力発電の設置海域近辺で大型船が座礁した場合や流木が漂着した場合、起重機船による撤去に支障が生じる。
 - 港湾管理者が港湾の管理運営上必要な時に、洋上風力発電事業者に風車の一時停止を指示できることが必要。



従来の主な占用許可条件の例

- ・公益上必要があるときは、許可の取消や変更が可能
 - ・許可の取消等の場合、占用者負担により原状回復
 - ・原状回復に応じない場合は代執行が可能
 - ・占用許可の譲渡、転貸、担保の禁止
- 等

洋上風力発電の導入に伴う偶発的な事象を踏まえた占用許可条件が必要。なお、条件設定にあたっては、港湾の適切な管理運営と洋上風力発電の導入促進を両立し得る条件とすることが重要。